

議員案第15号

沖縄「復帰」50年・東京都及び東京都議会に対し、公正かつ民主的な
手続にのっとり、沖縄の基地負担の軽減を呼び掛ける決議を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和5年4月24日提出

小金井市議会議員

岸 田 正 義

水 谷 たかこ

安 田 けいこ

坂 井 えつ子

水 上 洋 志

片 山 かおる

沖縄「復帰」50年・東京都及び東京都議会に対し、公正かつ民主的な
手続にのっとり、沖縄の基地負担の軽減を呼び掛ける決議を求める決議

2022年5月15日で、戦後27年間の米軍統治から沖縄が日本に「復帰」して50年となった。沖縄の人々は同じ日本の国民であり、国民であるからには主権を持っているはずであるにもかかわらず、日本に主権が返還されて半世紀を経てもなお、基地の集中は変わらず固定化されており、本土との間で大きな不平等を生んでいる。このままでよいのだろうか。

憲法前文には、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し」とある。ところが、沖縄では「自由の平等」が保障されないまま、米軍基地建設が強行されている。

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示したにもかかわらず、工事は強行されている。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や安全保障の地政学的事由、また、アメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

しかしながら、普天間基地の代替施設が、「本土の理解が得られないから」という不合理な理由で同じ沖縄に決定され、工事が強行されていることは、憲法が規定する民主主義、地方自治、法の下での平等（平等権）の各理念からして看過することのできない重大な問題である。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、仮に日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は中止すべきである。

政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、憲法が「わが国全土にわたって」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なく確保されるため、歴史的・構造的につくられた沖縄の過重な基地負担を積極的に是正する責任がある。すなわち、国会で、国が最終的に責任を負う「沖縄基地縮小法（仮称）」などの法整備を要求し、その法にのっとり、国民的議論を尽くした上で、代替施設が国内に必要か否かも含め、普天間基地の県外・国外移転により解決すべきであり、その中で普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法第41条、第92条、第95条等の規定に基づき、下記3のとおり公正かつ民主的に解決することが求められる。

よって、小金井市議会は、東京都及び東京都議会に対し、以下の事項を国に求めることを呼び掛ける。

- 1 「辺野古が唯一」という言説の基礎をなす差別を解消するために、沖縄での県民投票に示された辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。
- 2 沖縄の過重な基地負担を積極的に軽減するために、「沖縄基地縮小法（仮称）」など沖縄の米軍基地の負担軽減の最終責任を国が負うという法整備を要求し、その法に則って、国民的議論を尽くした上で、普天間基地の県外・国外移転により解決すること。
- 3 仮に普天間基地の機能が国内に必要だという結論となるのであれば、本土でも一地域への一方的な押し付けとならないよう、憲法第41条、第92条、第95条の規定に基づき、公正かつ民主的な手続により解決すること。

以上、決議する。

令和5年 月 日

小金井市議会